

平成28年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

平成29年2月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1 はじめに	1
2 外部評価の概要	1
3 評価委員会の開催	2
4 評価結果	2
5 終わりに	2

[協同農業普及事業外部評価調書]

◎普及指導活動課題「力強い担い手の育成・確保と魅力ある農業経営の確立」

1 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進（西讃農業改良普及センター） ..	3
2 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成（小豆農業改良普及センター）	5
3 女性農業者の確保・育成と活躍推進（東讃農業改良普及センター）	7
4 地域を支える集落営農組織の確保・育成（中讃農業改良普及センター）	9
参考] 外部評価調書 I	11

協同農業普及事業外部評価実施要領

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」(平成17年3月)に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会をあてた。

役職	氏名(敬称略)	所属・職名
委員長	深井誠一	国立大学法人香川大学農学部 副学部長
委員	加藤みゆき	国立大学法人香川大学教育学部 教授
	野田法子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	三原典子	J A香川県女性部 部長
	田村照栄	東かがわ市農業委員会 農業委員
	泉保繁美	税理士法人共同経営センター 所長(税理士)
	山田浩示	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	六車孝雄	香川県農業経営者協議会
	大西千明	認定農業者、農業士
	高橋光男	I F K
	谷本小百合	高松リビング編集社

2) 評価対象課題の選定

評価委員会(第1回)において、普及指導活動課題「力強い担い手の育成・確保と魅力ある農業経営の確立」に関する課題の中から、さらに詳細な説明を聞きたい課題として、委員により次の4課題が選定された。

- (1) 「次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進」(西讃農業改良普及センター)
- (2) 「産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成」(小豆農業改良普及センター)
- (3) 「女性農業者の確保・育成と活躍推進」(東讃農業改良普及センター)
- (4) 「地域を支える集落営農組織の確保・育成」(中讃農業改良普及センター)

3) 評価項目および評価の観点

各課題ごとに次の4項目を評価した。

(1)緊急性・必要性

[観点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2)普及計画の妥当性

[観点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初の計画を変更する必要はないか。

(3)進捗状況・活動目標に対する達成度

[観点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4)普及指導活動による成果の波及効果

[観点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成

果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観点] 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。

農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

(1)普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件

(2)より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス

(3)参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

(1)日時・場所 平成28年8月30(火) 香川県庁本館12階 第3、4会議室

(2)出席委員 深井委員長、加藤委員、野田委員、田村委員、泉保委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員

(3)議題 「評価対象課題の選定」

2) 評価委員会(第2回)

(1)日時・場所 平成28年11月15日(火) 香川県農業試験場管理棟 第1・第2会議室

(2)出席委員 深井委員長、加藤委員、野田委員、田村委員、泉保委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員

(3)議題 「評価対象課題のプレゼンテーション」

3) 評価委員会(第3回)

(1)日時・場所 平成28年12月21日(水) 香川県庁本館12階 大会議室

(2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、泉保委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員、谷本委員

(3)議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

今回の委員会を通して的確な指摘を受けたので、それらを踏まえて、できることから改善するとともに、次年度の普及指導活動に反映させてまいりたい。

終わりに、各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げる次第である。

協同農業普及事業外部評価調書

整 理 番 号	4 (西讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	8人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>農業の基幹的従事者が高齢化している状況においては、将来の地域農業を担う若手農業者の確保が急務である。人材育成と就農定着を推進するための体制整備を行い、就農希望者への積極的な支援に取り組む必要がある。</p> <p>そこで、①地域農業への理解促進と就農意欲の醸成、②青年層の就農促進、③早期経営安定のための重点的な支援に取り組む。</p>		
	<p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>農家後継者のみならず新規参入者等多様な人材を受け入れ、就農を支援する体制が整い、新規就農者の確保と確実な定着が図られる。</p>		
	<p>○新規就農者数（累計）(28年度当初 40人→200人)</p>		

総合評価	評 価 基 準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合継続する条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を受ける若手農業者の混乱を防ぎ、各関係機関が効率的かつ効果的な支援を実施していくために、関係機関との連携策についてより具体的に検討・実行していただきたい。 ・今後は就農後・独立後の経営面の支援が重要になると考えられる。 		
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化は明らかであり、次世代の育成は急務であると考えられる。 ・着実に成果が出ており、今後も重点的に取り組みを強めるべき課題である。 ・高齢化、担い手の減少等により、農地の荒廃が進む中での新規（I・Uターン等）担い手は、これから地域農業を担っていくためにも必要であり、今後とも行政・JA・地域等連携・協同により、次世代の担い手の就農、定着の促進を望む。 ・人口減少、少子化の中、次世代の育成は重要であり、若者の農業従事者は特に必要である。 ・当初の目標の活動を行っており、進捗は順調と考える。 ・学校、他団体との連携活動も積極的に開催され、法人の雇用就農も増加傾向にあるので、新規就農（のれん分け就農）等の道が開ける可能性が大いに見込まれる。 ・新規就農者を毎年確実に確保することで後に続く就農者が安心して就農できるようになる。また、研修先として活動する経営体側も経営に対する意識が高まるものと考えられる。 ・若手農業者の育成は香川県農業の維持・発展に不可欠であり、そのための新規就農者への重点的な支援は有効だと思うので、関係機関と連携のうえ成果を出すことを期待する。 ・新規就農者を支援する制度は、いつまで継続するのか。途中で止められ、生活に支障をきたす場合の対策があるのか心配である。 		

評価対象機関の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・普及センターは就農の際の各方面とのつながりもあり、就農支援に民間にない強みがある。新規就農者が一定の所得を得るとともに、地域に根ざした住民となれるよう長い目で見た支援が望まれる。 ・休耕地や就業可能な人数がどの程度なのかを把握し、普及活動を行うことが重要である。把握できているのか。 ・農業関係学校だけでなく、幅広く一般の学校の中にも第1次産業への教育の普及が大事である。（例）小学生にも農業の理解を深めるための教育。 また、新規就農者のための研修・相談・啓発の努力や農業者確保のために、ハローワークでの募集も必要である。 <p>(平成29年2月6日回答 西讃農業改良普及センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業大学校や農業関係高校の学生を対象に、三豊農業教育振興会（事務局：笠田高校）との連携を図りながら、地域農業への理解促進と就農意欲の醸成の取組みを進め、将来職業として農業を選択する者の確保に努めてまいりたい。 また、小学生を対象に農業体験学習や出前授業等を実施し、地域の農業に対する理解を深めるよう努めたい。 ○ 若者の就農促進のため、独立就農を目指す法人の就農者やJAインターン生がスムーズに就農できるよう、市町・JAなど関係機関と役割分担を明確にしつつ連携を図りながら支援するほか、就農希望者を受け入れ、里親として資質向上のために活動を行っている農業法人等に対し、その活動支援をしてまいりたい。 ○ 新規就農者の早期経営安定のため、技術と経営の両担当者が、決算書等による経営状況の確認を行い、これに基づく改善策を個別に濃密指導している所内のプロジェクト活動を一層充実させたい。更に新規就農者を対象とした園芸講座や新規就農者のネットワークづくりのための後継者クラブの活動の支援を充実してまいりたい。
------------	---

協同農業普及事業外部評価調書

整 理 番 号	6 (小豆農業改良普及センター)		
普及指導課題名	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成		
普及活動期間	平成 28 年度～32 年度	担当者数	8 人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>自らの農業経営の把握や分析を行いながら、生産方式の見直しや農作業支援などに対し、向上心を持って地域を先導する能力を有する農業者を育成する必要がある。</p> <p>そこで、①関係機関との連携による担い手育成支援体制の強化、②経営管理能力向上支援、③新たな発展段階への挑戦に対する支援、④次世代の育成や産地の発展に関する意欲の醸成に取り組む。</p>		
	<p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28 年度当初→32 年度末目標)]</p> <p>自らの農業経営を把握、分析し、新たな分野への挑戦や法人化により経営の安定と発展を目指し、次世代の育成や産地の発展に寄与できる経営体を育成する。</p>		
	<p>○認定農業者である農業法人数(集落営農を除く) (28 年度当初 8 法人→12 法人) ○のれん分け就農の里親数 (28 年度当初 1 戸→3 戸)</p>		

総合評価	評 価 基 準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場 繼 合 続 の 条 件 す る	なし		
ア ド バ イ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導活動により経営が改善することが必要であり、売上・所得の増加率、経営を多角化した先数等の目標を加えるとより成果が明確になると思われる。 ・認定農業者への誘導も重要であるが、普及指導活動により経営が改善することが必要である。 ・研修会への参加からその先の本来の目標へ到達する成果がまだ見えてきていないように思われる。 ・経営を財務的に把握し、分析することから経営の発展を目指すことは妥当と考える。資料にあるように「いちご」「オリーブ」のような 6 次産業化を踏まえた経営を考えた場合、いかにその「小豆島」のブランド力を生かし、利益が出るような経営にするかについても考えていくべきである。 ・島という環境の中で、どうしても担い手の確保が困難だと思うが、小豆島農業の魅力（オリーブ、いちご栽培等）、また農産物加工（醤油、そうめん等）などを組み合わせた農業を推進出来れば最高だと思う。特に、I ターン者確保を地元行政・民間企業が連携して進めるべきである。 ・島という土地柄の中、オリーブの広がりと島独自の新品種の研究・開発があればよいと思う。 		
そ の 他 参 考 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の高齢化から次世代の担い手の育成は急務と考える。 ・オリーブ、いちごを中心とした小豆の担い手育成は重要な課題であり、今後ともしっかりと取り組んでいただきたい。 ・経営改善計画を立て、経営を財務数値から分析することは重要であり、この面の計画は妥当と考える。 ・観光業知名度を活かした地域力がある島、瀬戸内の気候風土にあった農作物、品質の良いものを作ることによって、新規農業者、第 6 次産業として幅が広がるための計画をすすめてもらいたい。 		

	<p>いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催やその参加者は当初の計画通りに進んでいる。 ・小豆島の特性を生かした農業・6次産業化により経営が改善・発展する農業者を多数輩出することを期待する。 ・是非、小豆島には多くの加工業者もいるので、6次産業も農商工連携も進めてもらえばと思う。
評価対象機関の考え方	<p>(*平成29年2月14日回答 小豆農業改良普及センター)</p> <p>＜担い手の経営改善＞</p> <p>○認定農業者を中心とした担い手の経営改善を図ることは重要と考えており、認定農業者等へ誘導した後、経営改善計画の実現、売上げや所得の増加に向けて、普及活動に取り組む必要があるため、28年度にJAイチゴ部会員を対象に実施した経営改善研修会を、次年度以降、他の品目に広げるなど、対象を広げて計画的に研修会を開催し、農業者が自らの経営状況を確認する意識を醸成した後、農水省の農業経営指標分析プログラムや農業簿記ソフトの経営分析システムなどの活用を推進し、自らが経営分析を行う農業者を増やしてまいりたい。</p> <p>○農業者の所得や利益をさらに増加させるため、6次産業化の推進はもとより、島内では食品加工業や観光業が盛んであることを活かし、農商工連携にも積極的に推進し、食品加工業のノウハウを活用した商品力のある加工品の開発や、「小豆島」が持つブランド力を活かした加工品の有利販売、観光業と連携した新たな販路開拓などにつなげてまいりたい。</p> <p>このため、これから研修会は、農業者の意向も踏まえつつ、食品加工業者等の参加を得た形で、「儲かる農業」「売れる加工品づくり」などを目標として開催し、島内の農産（加工）品の生産状況を食品加工業者等に伝える一方、食品加工業者等が求める農産物を農業者に提案するなど、積極的な意見交換を促し、こうした交流が定例的なものとなるよう誘導、支援してまいりたい。</p> <p>○計画の目標に、売上げや所得が増加した担い手数を掲げることについては、次年度計画を作成する中で検討してまいりたい。（経営を多角化した経営体数は、別課題で目標に設定済）</p> <p>＜担い手の確保・育成＞</p> <p>○小豆島の農地は、狭小で傾斜地に位置し、ほ場整備も進んでいないこと、また島しょ部であり交通インフラに恵まれないことなどから、高松側に比べて、親元就農などの新規就農者や担い手が確保しにくい環境にある。</p> <p>このため、前述の取組みを通じて、担い手の確保・育成に努めるとともに、将来の貴重な担い手候補者と考えられるIターン就農希望者が、速やかに地域に溶け込み、農業を開始、定着できるよう、きめ細かな支援を行ってまいりたい。具体的には、就農希望者の情報を町の移住部局より確実に入手した後、就農希望者との相談活動を通じ、就農計画の策定や補助事業の活用、さらには、町の農政部局と連携し農地や施設の斡旋、地域慣行などについても助言を行うほか、必要に応じて、農業法人などの研修（雇用就農）も検討、推進してまいりたい。</p> <p>＜オリーブを活かした地域振興と担い手育成＞</p> <p>○オリーブは小豆島のシンボルであり、経済作物としてだけでなく、景観を形成する作物として重要であることから、オリーブ企業を中心にその作付けを推進し、島のイメージアップにつなげてまいりたい。</p> <p>なお、現在、県においては、オリーブのトップワン産地としての地位を確固たるものとするため、今年度、オリーブ産業成長戦略を作成し、その中で、県独自の新品種の研究・開発に取り組んでいる。このため、こうして誕生した新品種が、その特性を最大限に発揮できるよう栽培指導を行うとともに、機能性に着目したオリーブオイルなど、島独自の商品開発を支援し、オリーブ栽培を基幹とする担い手の経営改善につなげてまいりたい。</p>

協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	9 (東讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	女性農業者の確保・育成と活躍推進		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	7人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>農業就業者や基幹的農業従事者の約半分は女性であるものの、40歳代以下の女性が農業経営に参加する割合は低く、経営参画に対する意欲の向上と環境整備が求められている。</p> <p>また、全国的には、女性が参画している経営体は販売金額が大きく、女性役員・管理職がいる経営は、売上や収益力が向上する傾向が見られる。</p> <p>そのため、女性特有の視点と能力を發揮し、女性が職業として農業を選択して活躍できる環境づくりを進めるとともに、女性農業者が幅広い視野と優れた経営感覚を身につけ農業経営に参画できるよう、研修会やワークショップ等を通じ、女性農業者同士のネットワーク化を図る必要がある。</p> <p>そこで、①次世代女性農業者リーダーの掘り起こし・育成、②女性の経営参画推進、③女性農業者の6次産業化への取組み支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業人として自立し、主体的に農業経営に参画することができる女性農業者が増える。 ・ビジネス展開を目指して、自らの力で計画的に経営改善ができる女性農業者が増えれる。 <p>○新規女性認定農業者数(累計) (28年度当初3人→15人)</p>		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合の条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な女性農業者はたくさんいると思われ、また農業の半分は女性が担っていると思われる所以、女性の活躍を広く紹介し、女性の感覚での経営、技術面をおおいに発揮できるように支援することは必要である。また、県下一円を対象にして推進する必要がある。 ・指導を受ける女性農業者の混乱を防ぎ、各関係機関が効率的かつ効果的な支援を実施していくために、関係機関との連携策についてより具体的に検討・実行していただきたい。 ・女性が経営に参画することによって経営がどのように改善したのかについてフォローし報告していただきたい。 ・自らが経営者となる場合と、父や夫が経営者でも中心的労働者としての役割を担っている場合の両面から支援を行う必要があると思う。女性はコミュニケーションが上手いと同時に、仲間とともに活動することを好むと考えられるので、今後もそのような場所づくりをしていければ良いと思う。 ・女性パワーは大切である。現在は機械化が進んでおり、女性ならではのきめ細かい農業ができると期待している。6次産業化の推進は良いと思うので、6次産業化するための具体的な方法を指導する必要がある。(当事者との話し合いで) ・女性の活躍が期待されている今、若い世代が減少する中で、若者だけでなく高齢女性の知恵 		

	<p>とキャリアの活用も必要であり、そのための農業を支える女性達にも再教育の必要性がある。また、若い人にも子育てと仕事（農業）の両立が出来る仕組みづくりが重要である。女性の独自性・女性の視点を活用したカリキュラム（安全性・栄養・食慣習）での次世代育成も必要である。（小学生対象の農業教育など）</p>
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・他の産業と同様に、女性も経営の中心として働くかなければ、農業の発展は望めないと考えられ、緊急性がある。 ・女性の農業経営への参画促進、新たなチャレンジ支援、リーダーの育成はそれぞれ重要な課題であり、息の長い取り組みにしていただきたい。 ・今年度の目標はほぼ達成している。 ・女性が経営に関与している経営体の方が収益が高い傾向にあること、担い手として重要な人材であること等から地域の垣根を越えて女性農業者のネットワーク構築に期待する。 ・女性農業者の確保・育成には、家族・周りの協力が必要であり、農業を維持できる環境づくりが課題である。
評価対象機関の考え方	<p>（平成29年2月8日回答 東讃農業改良普及センター）</p> <p>○女性農業者の確保・育成については、次世代に繋がる女性リーダーの掘り起こしを進めるとともに、今後も研修会やワークショップ、イベント等を通じ、香川県農業士を含めた女性農業者同士のネットワークと女性が活躍できる場づくりの支援に努めてまいりたい。また、県や全国規模の会議等への参加を促し、幅広いネットワークを構築するとともに、相互研鑽による女性リーダーの資質向上を図ってまいりたい。</p> <p>○女性の経営参画については、関係機関と連携を図り、家族経営協定や認定農業者の共同申請を推進し、女性が活躍できる環境づくりを今後も進めてまいりたい。また、研修会やシンポジウム、パネル展示等を通じ、女性の活躍を広く紹介してまいりたい。</p> <p>○女性ならではの視点と能力を活かした取組みについては、高齢女性の知恵やキャリアを活用するとともに、関係機関や専門家等と連携し、商品開発や販路開拓、異業種交流によるマッチング活動等の6次産業化の推進など、農業で新たなチャレンジを行う女性農業者の支援を今後も行ってまいりたい。</p> <p>○女性農業者の経営発展の支援については、関係機関連携のもと、女性農業者を対象とした経営改善についての調査を実施するとともに、調査結果を踏まえた上での効果的な支援策について検討してまいりたい。</p>

協同農業普及事業外部評価調書

整 理 番 号	15 (中讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	地域を支える集落営農組織の確保・育成		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担 当 者 数	15人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>高齢化等による農業従事者の減少や耕作放棄地の増大が進む中、地域農業の持続的な発展を図るために個別経営体に加え集落営農組織の育成による担い手確保が重要である。また、組織の継続性や経営発展を図るため法人化を進める必要がある。</p> <p>そこで、①地域リーダーの育成と集落営農の組織化支援、②集落営農組織の活動強化支援に取り組む。</p>		
	<p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>集落営農の組織化・法人化と経営発展を図る。</p> <p>①新たな営農組合への円滑な移行とその運営強化 ②研修会や座談会等を通じた集落営農の組織化・法人化 ③集落営農法人の経営発展</p> <p>○集落営農法人数 (28年度当初 61法人→81法人) ○集落営農組織数 (28年度当初 141組織→135組織)</p>		

総合評価	評 価 基 準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場合の条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織のリーダーとなる人材も高齢化が進んでおり、リーダーの年齢等の目標があるとより成果が明確になると思う。 ・法人の増加に伴い集団支援の比率を高める必要性は理解できるが、外部の専門家の活用も有効と考える。 ・集落営農は、農業や農地の問題であると同時に地域をどのように運営するかという大切な役割を担っている。高齢化等に対応しつつ、経営体として成立つような支援を期待する。 ・集落営農法人の設立確保・育成が重要ではないと思う。いかに実効性・継続性のある組織であるかが重要だと思う。小グループのなかよし集落営農法人をたくさん作ると将来的に後継者の育成・成果などに問題が発生する場合があると思う。また、各農家の所有農地は集落内にあるとは限らないこともある。 		
その他参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の組織化が進む中で、それらも高齢化が進んでおり、今後地域を担う集落営農を支援することには必要性がある。 ・人口減少、高齢化、社会の構造変化に対応するための第1次産業の今後のあり方の新しい集落農業は必要である。 ・集落営農組織の質に視点を定めた本課題の推進は、きわめて重要であり、今後も重点的に取り組みを強めていただきたい。 ・高齢化に伴い農業従事者減少の中、順調に集落営農法人数も増加し、農地の放棄地対策にもなり、良い効果が見込まれるのではないか。進めていっていただきたい。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の目標に対しては順調に進捗している。 ・集落営農により、大型機械等の集落での活用がなされ、費用対効果を目指した農業のやり方として有効であり、農業での様々な発想の転換の必要性が理解される。 ・支援グループとして担当の明確化が行われており、体制が整えられている。 ・集落営農組織の中核となる人材も高齢化が進んでおり、集落営農組織の維持・発展のために後継者の育成に期待する。 ・集落営農組織の高齢化で存続が難しいという問題点はないのか。
評価対象機関の考え方	<p>(平成29年2月13日回答 中讃農業改良普及センター)</p> <p>○集落営農組織の世代交代を促進するには、年功序列の役員制を廃止し、リーダーのサポート役には若手を起用するなどの工夫のほか、負担軽減を図るため、3人以上の役員体制の運用や年代別の役員制を起用して、組織の活性化を促すことが次期リーダーの育成に繋がると考えている。</p> <p>○集落営農組織は年齢構成の幅が広く、人材の宝庫であることから、若い人が気軽に参加しやすい休日プレミアム時給などの提案や子育て世代の落ち着いた主婦への会計の起用、所属する法人の活動を広く知ってもらう取組みが必要と考える。</p> <p>そこで、集落全体での集落営農組合祭りや郷土料理講習会の開催などを通じて農業者以外にも自らが生活する農村環境に関心を持ってもらうように促す活動を支援することを検討してまいりたい。</p> <p>○現在、普及センター全域をカバーする「中讃地域集落営農法人協議会」があり、経営発展に向けた研修会や情報提供を行っている。研修会では、外部の専門家を招き、資金や組織運営に関する事項等について講義を受けるなどの取組みを行っている。</p> <p>今後、経営レベルに応じた研修カリキュラムなど、内容の充実を図ってまいりたい。</p> <p>○これから、集落営農組織間の経営面での連携が必要になると考えられ、既に多度津町や丸亀市飯山町では農業者自らが組織間の連携促進のための集落営農法人連絡協議会を設立している。今後、農業機械の共同購入やオペレーターの不慮の事故、農業機械の故障などに対応した互助制度を含む2階建て組織への発展など、さらなる連携強化に向けて支援してまいりたい。</p> <p>○集落営農法人が経営を持続的に行っていくためには、経営面積の拡大が重要であることから、農地機構や農業委員会などと連携した農地集積の推進を行ってまいりたい。また、面的集積や農地の流動化を促進させるため、集落リーダー等に対して助成制度を広く周知するほか、野菜などの収益性の高い品目の導入も進めることにより、複合経営化による経営発展を支援してまいりたい。</p> <p>○今後、新たな集落営農組織の育成に向け、点から面へ取組みを広げる必要がある。今年度、新たに設置した「集落営農育成・支援グループ」は、市町、JA、農業委員会、土地改良関係、農地機構、農業共済組合など関係機関が連携して支援することとしている。また既存の集落営農組織に対しても、栽培技術指導や組織運営指導に加え、基盤整備や農地集積など幅広い要望について、グループ内で情報の共有化を図り、総合的に支援を行ってまいりたい。</p>

外部評価調査書Ⅰ（28年度）

基本的課題	普及課題・普及活動事項	機関名	評価基準		
			A 計画の通り普及する活動を実施るのが適当	B 計画の内容をより変更して実施する方が適当	C 實施する必要はない
力強い担い手の育成・確保と魅力ある農業経営の確立	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讃農業改良普及センター	○		
	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	小豆農業改良普及センター	○		
	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	中讃農業改良普及センター	○		
	次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	西讃農業改良普及センター	○		
	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讃農業改良普及センター	○		
	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	小豆農業改良普及センター	○		
	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	中讃農業改良普及センター	○		
	産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	西讃農業改良普及センター	○		
	女性農業者の確保・育成と活躍推進	東讃農業改良普及センター	○		
	女性農業者の確保・育成と活躍推進	小豆農業改良普及センター	○		
	女性農業者の確保・育成と活躍推進	中讃農業改良普及センター	○		
	女性農業者の確保・育成と活躍推進	西讃農業改良普及センター	○		
	地域を支える集落啓農組織の確保・育成	東讃農業改良普及センター	○		
	地域を支える集落啓農組織の確保・育成	小豆農業改良普及センター	○		
	地域を支える集落啓農組織の確保・育成	中讃農業改良普及センター	○		
	地域を支える集落啓農組織の確保・育成	西讃農業改良普及センター	○		

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日 17農経第30887号 農業経営課長

一部改正 平成23年8月3日 23農経第23845号

一部改正 平成28年7月26日 28農経第38882号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

①「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成28年3月制定）で設定した普及指導活動の基本的課題に沿って策定した普及指導活動課題から評価する課題を選定する。

- 1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立
 - 1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進
 - 2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成
 - 3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進
 - 4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成
- 2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化
 - 1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興
 - 1) -2 優良種子の生産支援
 - 2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展
 - 3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展
 - 4) 力強いオリーブ産業の振興
 - 5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き 産地の持続的発展
 - 6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展
- 3 生産基盤の確保と農村の活性化
- 4 地域プロジェクト
- 5 重点プロジェクト

②次に、選定された基本的課題に関する、各普及センターおよび農業経営課が策定した普及指導計画に計上された課題から評価対象を選定する。

③選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（①～③の具体的な方法は第6に記載）

(2) 外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

(3) 外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル(計画→実施→点検および是正→見直し)を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- (1) 東讃農業改良普及センター
- (2) 小豆農業改良普及センター
- (3) 中讃農業改良普及センター
- (4) 西讃農業改良普及センター
- (5) 農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」(以下「推進検討会」という。)の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」(以下「評価委員会」という。)をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 各普及センターおよび農業経営課の普及指導計画に設定した普及指導活動の課題または普及活動事項を整理した普及指導活動一覧(様式1)の中から、事務局が各普及センターと協議の上で課題を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。
ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や扱い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 委員は、第6で選定された課題について、外部評価調書I（様式2）により評価を行う。
- (2) 1) (1)により決定した「さらに詳細な説明により評価を行うのが適當な課題」については、第7で定めた外部評価の項目について、外部評価調書II（様式3）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、外部評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書III（様式4）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2)の評価委員会の総合評価は外部評価調書IIIに掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
 - ①普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
 - ②より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
 - ③参考となる意見
- 6) 5)の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書IIIにより回答する。
- (3) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

- (1) 評価対象機関は、次の提出書類（普及指導計画・自己評価（様式5））を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ収受した書類を送付する。
 - (2) 外部評価は、本要領に定める各様式を用いて実施する。
 - (3) (1)の普及指導計画には次の項目を計上する。
 - ①普及指導活動課題名
 - ②計画期間
 - ③担当部署・担当者名
 - ④支援対象者
 - ⑤現状および問題点
 - ⑥目標・あるべき姿
 - ⑦前年度までの活動経過および実績
 - ⑧関係機関名
 - ⑨関連事業名
 - ⑩年次別の成果指標（目標及び実績）
 - ⑪当該年度計画（普及活動事項、対象者、目標項目および現状値、当該年度の到達目標、主な活動内容及び手段など）
 - ⑫普及指導活動の進捗状況
 - ⑬目標達成の見込み
 - ⑭普及指導活動上の成果と問題点
 - ⑮普及指導活動の体制
 - ⑯自己評価

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間に終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（平成28年度～32年度）

普及指導活動課題	普及センター	評価実施
1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立		
1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) 女性農業者の確保・育成と活躍促進	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃	
2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化		
1) - 1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
1) - 2 優良種子の生産支援	中讃	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
4) 力強いオリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃	
3 生産基盤の確保と農村の活性化		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
4 地域プロジェクト		
	東讃、小豆 中讃、西讃	
5 重点プロジェクト		
	農業経営課 (革新支援 グループ)	

樣式2

外部評価調書Ⅰ（年度）

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員用）

整 理 番 号		
普及指導課題名		
評 価 項 目	採 点	コ メ ン ト
緊急性・必要性		
普及計画の妥当性		
進捗状況・活動目標に対する達成度		
普及指導活動による成果の波及効果		
普及活動体制等の妥当性		
意 見		

評価の項目（各項目とも5段階評価）

○緊急性・必要性 ●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められる 2 あまり認められない 1 認められない
○普及計画の妥当性 ●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	5 大いにある 4 かなりある 3 ある 2 あまりない 1 ない
○進捗状況・活動目標に対する達成度 ●当初計画のとおり進んでいるか。	5 大いに進んでいる 4 かなり進んでいる 3 進んでいる 2 あまり進でいない 1 進でいない
○普及指導活動による成果の波及効果 ●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	5 大いに進んでいる 4 かなり進んでいる 3 進んでいる 2 あまり進でいない 1 進でいない
○普及活動体制等の妥当性 ●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するため必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	5 大いに期待できる 4 かなり期待できる 3 期待できる 2 あまり期待できない 1 期待できない

様式4

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整 理 番 号		
普及指導課題名		
普及活動期間	担 当 者 数	人
普及活動の概要		

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C 実施する必要はない	
継続する場合の条件		
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(平成 年 月 日)	

様式5

1 普及指導計画

		○○農業改良普及センター			
整理番号	課題名	計画期間	担当者		
課題化の背景		前年度までの および実績活動経過			
目標・あるべき姿					
関係機関名					
関連事業名					
目標項目（目標及び実績）		28年度	29年度	30年度	31年度
		当初目標			
		年度末実績			
平成28年度活動事項及び活動内容等（5年計画1年目）					
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度未到達目標	主な活動内容及び手段	

普及指導活動の進捗状況	目標達成度	活動と問題の成果点	※普及指導活動体制図を添付する
2 自己評価			
評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			
普及計画の妥当性			
進捗状況・活動目標に対する達成度			5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められる 2 あまり認められない 1 認められない
普及指導活動による成果の波及度			
普及活動体制等の妥当性			
合計(平均点)			※採点基準は様式3に準拠する。